名古屋市農業委員会
令和８年第９回総会
議　　事　　録

1　開催日時　　令和8年9月18日（金）　開始：午後2時00分、終了：午後3時13分

2　開催場所　　名古屋市役所西庁舎　12階　12A会議室

3　農業委員出欠

定　　数	16　人	在　任　数	16　人
定　足　数	8　人	出　席　数	15　人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4　農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5　事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6　その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7　傍聴人　　0人　　他に　記者数　0人

8　進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第58号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第59号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第60号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第61号議案　農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

第62号議案　農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

第63号議案　地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第64号議案　農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②名古屋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて

(4) その他

(5) 閉会

令和８年第９回総会　委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

１番	小　嶌　盛　夫　　委員	２番	成　田　秋　義　　委員
３番	山　口　幸　江　　委員	４番	近　藤　正　俊　　委員
５番	福　島　茂　俊　　委員	６番	木　村　幸　廣　　委員
７番	川　本　美　幸　　委員	８番	箕　浦　基　伸　　委員
９番	布　目　已佐子　　委員	１０番	二　村　新　一　　委員
１１番	横　井　昭　男　　委員		
１３番	清　水　久　一　　委員	１４番	安　井　勝　春　　委員
１５番	安　井　秀　樹　　委員	１６番	横　井　庸一郎　　委員

出席農地利用最適化推進委員（10 名）

１７番	久　野　隆　博　　委員	１８番	山　口　儀　明　　委員
１９番	若　松　邦　義　　委員	２０番	石　田　正　彦　　委員
２１番	松　原　道　直　　委員		
２３番	安　井　正　敏　　委員	２４番	横　井　愼　一　　委員
２５番	木　村　正　男　　委員	２６番	神　野　貞　雄　　委員
２７番	竹　川　孝　司　　委員		

令和８年第９回総会（令和８年９月 18 日）
開会（午後２時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 9 回総会をはじめさせていただきます。 また、本日は総会後に全員協議会の開催が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和８年第９回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。 皆様ご承知とは思いますが、現在の委員の皆様は本日、任期満了を迎えます。 3 年間、農業委員会として共に活動してきたこのメンバーで開催する総会は、本日が最後となります。名残惜しくもありますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の議案といたしまして、第 58 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」から、第 64 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」までの７議案の審議を行います。また、報告事項を２件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

	それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井昭男委員及び横井庸一郎委員の両委員にお願いいたします。 それでは、本日の議事に移りたいと思います。 まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。 では、議案審議に入ります。 まず、はじめに、第 58 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-3 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の農地について、ウメやミカンが栽培されていました。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に

	管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 について、8番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-6 の農地について、9 月 3 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ミカン、ビワが作付けされており、良好に管理されていました。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-7 について、7番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-7 の農地について、9 月 2 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ネギ、ニラなどが作付けされていました。 申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、10番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-2 の農地につきましては、9 月 3 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 の中川区戸田明正二丁目の 1 筆の田は、水稲が作付けされておりました。 このことから、主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、23番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-3 の農地につきましては、9 月 2 日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-3 の中川区新家三丁目の 1 筆の田は、故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。水稲が作付けされ、良好に管理されていました。 なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 58 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 59 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-20 及び 1-21 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-20 及び 1-21 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-20 について、天白区野並四丁目の 2 筆の農地は一体で利用されており、ネギやサツマイモが栽培されていました。 緑区古鳴海一丁目の 2 筆の農地は一体で利用されており、ミカンやオリーブが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。 受付番号 1-21 について、天白区向が丘二丁目の 2 筆の農地は一体で利用されており、ウメ、カキ、ミカンなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。 また、いずれの農地についても、願出者が自ら農業経営を行

	っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-22 及び 1-23 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-22 及び 1-23 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-22 について、願い出の農地には、ウメやミカンが栽培されており、肥培管理は良好でした。 受付番号 1-23 について、天白区笹原町の 1 筆の農地には、ミカンが栽培されていました。 天白区天白町大字野並字稲田の 1 筆の農地には、カキやウメ、ミカン、他 1 筆の農地には、ウメが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。 また、いずれの申請も願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-24 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-24 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の農地には、ブドウが栽培されており、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-25 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-25 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、9 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 緑区上旭一丁目の 10 筆は一体で利用されており、ブドウ、ミカンなどが栽培されていました。 他 6 筆も一体で利用されており、キウイ、ブドウなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-9 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-9 について、9 月 3 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、すべて畑で、カボチャ、カキなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-10 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-10 の農地について、9 月 3 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、田は水稲、畑はサツマイモなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-11 から 3-13 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（愼）委員	受付番号 3-11 から 3-13 の農地につきましては、9 月 3 日に二村委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-11 の中川区荒子四丁目の 2 筆の畑は、ネギ、オクラ、カボチャ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 続きまして、受付番号 3-12 の中川区戸田明正二丁目の 1 筆の畑は、エダマメ、十六ササゲ等が作付けされており、良好に管理されていました。 続きまして、受付番号 3-13 の中川区丹後町 2 丁目の 1 筆の一部、他 1 筆の畑は、ミカン、ナス、サツマイモ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よ

	ろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-14 及び 3-15 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-14 及び 3-15 の農地につきましては、9 月 2 日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-14 の中川区大当郎一丁目の 2 筆の畑は、サツマイモ、ゴーヤ、エダマメ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 続きまして、受付番号 3-15 の中川区万場二丁目の 1 筆の一部、二丁目の 2 筆の畑は、サツマイモ、ビワ、ネギ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-12 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-12 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、9 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区西茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稲が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀）委員	受付番号 4-13 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、9 月 3 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区神宮寺一丁目の 2 筆は畑でオクラ、サトイモ、ナスなどが作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 から 4-16 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-14 から 4-16 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、9 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-14 の証明願い出の農地、港区西茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稲が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 続きまして、受付番号 4-15 の証明願い出の農地、港区藤高三丁目の 1 筆は畑で、ナス、サツマイモ、カボチャなどが作付けされており農地として管理されていました。

	港区藤高三丁目はじめ2筆は田で、水稲収穫済の状態であり農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 続きまして、受付番号4-16の証明願い出の農地、港区藤高五丁目はじめ5筆は田で、水稲が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第59号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第59号議案の案件は証明することといたします。 次に、第60号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-3について、2番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-3 の農地について、山口儀明委員と事務局職員

	で、9月1日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、被相続人が亡くなられ、相続人である子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地には、ナス、ピーマン、キュウリ、ミカン、カキ、ビワなどが栽培され、良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-2について、8番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号2-2について、9月3日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、レモン、オリーブが作付けされており、良好に管理されていました。 農地の被相続人が亡くなられ、相続人である子が、引き続き農業経営を行うとのことです。 相続人の住所は三重県になっておりますが、すでに拠点は守山区にあり、近々住民票を移す予定です。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、23番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	受付番号 3-2 の農地につきましては、9 月 2 日に布目委員及び事務局職員と現地調査、及び申請者との面談をいたしましたので、結果をご報告いたします。 被相続人が亡くなられ、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うとされています。 申請地の、中川区大当郎三丁目はじめ 4 筆の畑は、パセリが作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。
横井（愼）委員	ちょっとお聞きしたいんですが、今ごろ言って申し訳ないです。 2-2 の登記簿地目が田、現況が畑、3-2 も中川区大当郎三丁目の 1 筆ですけど、これも田と畑。これ相続税の納税猶予が特に厳しいと聞いておりますが、ちょっと教えてほしいです。登記が田んぼで現況が畑になると、こういうのはどちらかに統一するべきじゃないかなと私は思ったんですが、その点どうでしょう。ちょっとお伺いしたいです。
課長補佐	もちろんそうするのが望ましいとは思いますが、最終的には国税庁の判断になり、このままでも基本的には受け付けていただけるので、我々としても農地につきましては現況主義でとっていますし、問題ないと考えております。

議長（会長）	ありがとうございました。他に何かございませんか。 他にないようです。それでは、第 60 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 60 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第61号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料①②をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。9 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 8 号、及び、10 ページの第 9 号について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	第 61 号議案、農用地利用集積等促進計画案について、ご報告いたします。 総会議案 9 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 8 年度第 8 号をご覧ください。 本件は、受け手が、名古屋市農地バンクを通じて、地域計画区域内の農地である中川区富永四丁目の農地を、土地の所有者から使用貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。 配付資料①をご覧ください。 申請地は地域計画区域内の農用地のため、この計画案が「農

地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号」の要件を満たしているかがポイントとなります。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない農業者ですが、貸借期間が 3 年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸し付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

申請地は耕作準備中であり、受け手は新規就農ではありますが、実家が農業を営んでおり、ご自身も 10 年程度農作業を手伝っていた経験があることから、申請地について、適正に耕作されると見込まれます。申請地では、カボチャ、ジャガイモ等の野菜を栽培するといった営農計画書が提出されており、農作業に 160 日従事する予定です。

また、所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。

続きまして、総会議案 10 ページ「農用地利用集積等促進計画（案)」の令和 8 年度第 9 号をご覧ください。

本件は、受け手が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、地域計画区域内の農地である中川区福島一丁目の農地を、土地の所有者から賃貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。

配付資料②をご覧ください。

	こちらの申請地も地域計画区域内の農用地のため、この計画案が同様の要件を満たしているかがポイントとなります。 まず第1号の要件は、上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない農業者ですが、貸借期間が3年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸し付けであるため、③の項目に該当します。 続いて、下段の表に記載した第2号から5号の要件についてです。 申請地は耕作準備中であり、受け手が現在経営している三重県いなべ市にある農地はすべて良好に管理されていることを、いなべ市農業委員会へ確認しているため、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。 なお、受け手の住所地は、三重県いなべ市ですが、今回の申請地にほど近い場所で勤務されており、年間150日従事する予定です。 所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。 以上により、この計画案2件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の必要な要件を満たしており、何ら問題はありません。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第61号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。8ページをご覧ください。

	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画については、適切に作成されている。 理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第 61 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 61 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第62号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料③から⑥をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。18 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 10 号から 21 ページの第 13 号について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正）委員	本議案は地域計画区域外の農地において、農用地利用集積等促進計画を作成し、利用権を設定するものです。 まず、総会資料 25 ページの参考条文の下線部分をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 号において、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」と規定されております。

よって、本議案では、名古屋市農業委員会が農用地利用集積等促進計画の案を作成し、当該計画の案について名古屋市に意見聴取した後、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請することを決定するものです。

総会議案 18 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 8 年度第 10 号をご覧ください。

本件は、所有者から貸借の申出のあった農地のうち、地域計画区域外の西福田一丁目の 1 筆、128 平方メートルについて、当該計画案に基づき、受け手に利用権設定するものです。なお、受け手は当該農地において、令和 4 年 6 月から利用権を設定し、耕作を行っております。

では、配付資料③審議のポイントをご覧ください。

まず、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、同法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

農地中間管理事業規程では、地域計画区域外の農地の受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、受け手は利用権の再設定となるため、③の項目は非該当事項となり、③以外のすべての項目に適合しております。

下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件については、受け手は、先ほど説明しましたがすでに当該農用地の全てを効率的に利用しているため、今後も効率的に耕作の事業を行うと見

込まれます。

また農用地の貸借については所有者と受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

つづきまして、総会議案 19 ページから 21 ページ「農用地利用集積等促進計画（案)」の令和 8 年度第 11 号から 13 号をご覧ください。

本件は、先ほどの 10 号と同じく、所有者から貸借の申出のあった農地のうち、地域計画区域外の西福田一丁目の 1 筆、1,440 平方メートルの一部について、当該計画案に基づき、11 号の受け手に 135 平方メートル、12 号の受け手に 142 平方メートル、13 号の受け手に 368 平方メートルを利用権設定するものです。

配付資料④から⑥の審議のポイントをご覧ください。

先ほどの 10 号と同様に、「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目について、すべてに適合しております。

なお、13 号の受け手はすでに当該農地の一部において令和 6 年 5 月から利用権を設定し、耕作を行っているため、③以外のすべての項目に適合しております。

下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件については、11 号、12 号、13 号の受け手は、面談等により農用地の全てを効率的に利用し、耕作の事業を行うと見込まれ、また農用地の貸借については所有者と受け手である 11 号、12 号、13 号の 3 名の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する

	法律第18条第5項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 62 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成し、名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請します。 理由としましては、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、です。 それでは、第 62 号議案について、案のとおり要請していいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 62 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて意見聴取を行うとともに、農地中間管理機構に要請いたします。 次に、第63号議案「地域農業経営基盤強化促進計画」すなわち「地域計画変更に関する意見聴取」及び第64号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取」について審議を行います。

	議案資料31ページをご覧ください。こちらは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱を抜粋したものです。下線部分のとおり、農用地区域からの除外、すなわち農業振興地域整備計画を変更する場合は、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。第63号議案の地域計画の変更は、第64号議案の農業振興地域整備計画の変更をするために行われるものであり、両議案は関連があることから一括審議といたします。 また、審議の参考として、配付資料⑦をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 63 号議案及び第 64 号議案について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	63 号議案と 64 号議案ですが、これはお互いに関係している案件になっておりますので、資料があっち飛んだりこっち飛んだりページをめくっていただくことになりますけれども、申し訳ございません。 本件は、平たく言えば、農用地区域に農家住宅を建てるという申請が出た案件でございます。したがいまして、農振除外という申請を行ったというものです。 農振除外を行いますので、当然、お手持ちの配付資料⑦にありますように、ご自分の農地が少し減ってしまうということで、本来ですとこれは農業委員会の総会に諮らないケースもありますが、目標地図上に今後検討等と示した農地を権利設定する場合は農業委員会に付議するとなっておりますので、今回の 63 号議案があがってきているというものでございます。 先に農振除外からご説明させていただきます。

32 ページの、農用地区域から除外して差し支えないですかという名古屋市長からの聴取に対して、農業委員会が回答するわけですが、申請がありましたのは、港区新茶屋四丁目の１筆の一部、田の 321 平米を農家住宅にするというものでございます。

申請者ですが、現在この方は、港区新茶屋四丁目に農地は持っていますが、ここには住んでおらず、33 ページの 3 に書いてありますように、現在は賃貸住宅に奥さんとお子さんと住んでみえます。ここが手狭になったということもあり、さらにはご自分が農地を相続されたということで、当該の港区新茶屋地区に農地を構えていますので、ここに農家住宅を造って、農地の面倒を見ていくというものでございます。それでいま、計画の変更の申出に至ったというものでございます。

当然、農地を潰して埋めるわけですから、生活用水は下水道の本管へ接続排水しますし、また雨水は敷地の前面に道路側溝を接続し放流します。境界の敷地にはコンクリートの擁壁土留め等を設置して、周辺の農地へ土砂の流出を防ぐとなっています。

先ほど配布資料⑦を見ていただいたように、潰す農地の前にお家があるんですけども、申請地の北側及び東側は農地で、西側は田んぼと宅地、南側は道路となっております。水色の点線の枠で囲っていますが、ここが、今回申請者が農地を転用したいと申請されたところです。

したがいまして、ねずみ色になってるところ、水色で囲ってあるところは申請者の農地ですが、全部潰すわけではなく、必要最小限の 321 平米で、先ほど申しましたとおり、隣の農地などに影響を与えないよう壁等をきちっと作っていきます。

また、申請地につきましては当該土地改良区からも排水同意書が出ており、被害の防除には配慮するということになってい

	ますので、何ら問題はないと思っております。 この農振除外の申請が出ましたので、それに伴いまして、地域計画を変更していただくことになります。点線のところまでを潰し、それ以外のところは相変わらず自分の農地として耕していただくわけですので、64 号の農振除外があって、それから 63 号が出ているというものでございます。 大体内容はおわかりいただけたと思いますが、9 月 3 日に竹川委員及び事務局職員とで現地調査を行っております。 結果としては、農家住宅に伴う農振除外のための地域計画及び農業振興地域整備計画の変更は、農地の集積、農用地の集団化及び農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないということを認めまして、農振除外を認めることもやむを得ないと思われますので、よろしく審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それではここで、まず第 63 号議案の議決の案を読み上げます。28 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、変更に係る土地を地域計画の区域から除外して差し支えない。 理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

	次に、第 64 号議案の議決の案を読み上げます。32 ページをご覧ください。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。 理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。 それでは、第 63 号議案及び第 64 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 63 号議案及び第 64 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 8 件

続いて、6 ページから 16 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 31 件

続いて、17 ページから 40 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 71 件

続いて、41 ページから 43 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、44 ページから 47 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 11 件

続いて、48 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、49 ページですが、土地改良事業参加資格交替申出の承認が 2 件

続いて、50 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、51 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 5 件

続いて、52 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、53 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件

	それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 続きまして、報告（2）「名古屋市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の検証・見直し」についてです。 それでは、右肩に「報告 2」と書かれた「名古屋市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の検証・見直し」というホッチキス止めの資料をご覧ください。 8 月総会後に開催された拡大運営委員会におきまして、令和 5 年度に当委員会で策定された指針について、各項目の目標年度における実績を検証いたしました。 2 ページ目以降の各項目の「①現指針の目標と実績」の（評価）のところにそれぞれ記載がありますが、拡大運営委員会で検証を行った結果、農地利用の最適化活動の 3 項目全てについて、実質的に「目標を達成」しておりましたので、ご報告いたします。 詳細につきましては、事務局から説明をしていただきますので、事務局、お願いいたします。
課長補佐	それでは、「名古屋市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の検証・見直しについて」説明をさせていただきます。 「報告 2」と記載のある資料をご覧ください。 まず、「1　農地等の利用の最適化の推進に関する指針とは」

農業委員会が農地等の利用の最適化の推進活動をするにあたりまして、その方法や目標を示したものであり、農業委員会等に関する法律において策定が義務付けられております。

また、指針に定める事項といたしましては、一つ目として、農地等の利用の最適化の推進、すなわち、米書きで記載のある
①遊休農地の発生・防止
②担い手への農地利用の集積・集約化
③新規参入の促進
に関する目標

二つ目として、農地等の利用の最適化の推進の方法

三つ目として、地域計画を定めるにあたり農業委員会が果たすべき役割がございます。

次に、「2　検証・見直しの必要性について」でございます。

現在、名古屋市農業委員会が策定している指針につきましては、任期3年の最終年度ごとに検証・見直しを行うこととしております。本年度は任期の最終年度にあたることから、現在の指針の目標について実績の検証を行い、見直しを行うものでございます。

令和5年度に改正をしました現在の指針につきましては、参考資料として添付しておりますので、適宜ご参照ください。

報告2の2ページをご覧ください。

「3　各目標の検証・見直し」でございます。

ただいまから、現在の指針の目標に対する実績及び、次期指針の目標の案をご説明いたします。

まず、「(1) 遊休農地の解消目標における検証・見直しについて」です。

「①現指針の目標と実績」につきまして、表の上段にございますように、「令和 5～7 年度目標」として遊休農地解消面積を「0.8 ヘクタール」と設定しておりましたが、表の最下段のとおり、「令和 5～7 年度実績」につきましては「2.00 ヘクタール」でございました。

評価といたしましては、目標を達成することができました。

次に、「②改正指針の目標」につきましては、令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間で「遊休農地解消面積」を「1.0 ヘクタール」とさせていただきました。

目標の根拠といたしましては、令和 6・7 年度の遊休農地解消面積の平均値である 0.34 ヘクタールを毎年度解消し、3 箇年の合計で 1.0 ヘクタール解消するというものです。

なお、参考で、2 ページの下に、令和 4 年度から令和 7 年度までの遊休農地の状況を表で掲載しておりますので、ご覧ください。

3 ページをご覧ください。

「(2) 担い手への農地利用の集積・集約化における検証・見直しについて」です。

「①現指針の目標と実績」につきまして、表の上段にございますように「令和 7 年度目標」として「担い手への集積面積」を「274 ヘクタール」に設定しておりましたが、「令和 7 年度実績」としましては「243.4 ヘクタール」でした。

評価といたしましては、集積面積につきましては減少してい

るようにみえますが、これは、令和 7 年度の目標の集積面積につきましては、担い手が名古屋市外で経営する農地を含めていましたが、令和 5 年度以降の実績は、愛知県の各種調査等にあわせ、集積面積は、担い手が名古屋市内で経営する農地のみを集積面積とすることとしたものによるものです。そのため、令和 7 年度実績については、目標値は下回っているようにみえるものの、令和 5 年度から令和 7 年度の集積面積が 11.3 ヘクタール増えているように、集積面積は実質的には増加傾向です。

次に、「②改正指針の目標」につきまして、まず、名古屋市が策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の集積に関する目標にあわせ、次期指針の目標も集積面積から集積率に変更させていいただきたいと思います。

目標の数値につきましては、同基本構想は、現在、名古屋市が改定作業中でございますが、集積率の目標について、愛知県の目標を参考に、令和 18 年度時点で農業振興地域の農用地区域内農地（青地）の面積の 70 パーセント、すなわち、市全体の耕地面積のおおむね 30 パーセントを目標とする予定です。そこで、令和 7 年度実績から令和 18 年度目標の増加率を年度ごとにあん分して設定した目標として、令和 10 年度の目標を「27 パーセント」としております。

なお、3 ページの下に、令和 7 年度の地域計画において担い手が集積している地域の集積率を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして、4 ページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進における検証・見直しについて」です。

「①現指針の目標と実績」につきまして、表の上段にございますように、「令和 5～7 年度の目標」として新規参入者数を「6 経営体」に設定しており、表の最下段のとおり、「令和 5～7 年

	度の実績」は「30 経営体」でございました。 評価にございますよう、目標を達成することができました。 次に、②「改正指針の目標」につきましては、令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間で「新規参入者」を 18 経営体とさせていただきました。 目標の根拠といたしましては、3 条及び円滑化法による貸借ついては、令和 5～7 年度の平均値が毎年度新規参入することを目標とし、利用権の設定については、相対により設定する制度が終了しているので、促進計画による利用権を設定した令和 7 年度の値が毎年度新規参入することを目標として計算し、3 箇年合計で 18 経営体とさせていただきました。 続きまして、「4　スケジュール」ですが、本日ご報告した改正指針の目標をもとに、次期指針の目標以外の記述の修正を事務局で行い、改選後の新たな農業委員会の体制で議決をし、策定する予定とさせていただきたいと思います。 以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。 ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 それでは、先ほど事務局より説明のあったとおり各項目の目標を設定し、改選後の新しい体制において、次期指針を検討し、決定することといたします。

	報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
課長補佐	事務局の方から 2 点、ご連絡させていただきます。 1 点目につきまして、本日、任期の最後の総会となりますので、任命委嘱時にお渡しいたしました、委員バッジについてご連絡します。 本日をもって任期満了により退任される委員の方につきまして、バッジを事務局までご返却くださいますようお願いします。本日お持ちになっている方は、この後、事務局にお渡しください。お持ちでない方は、後日、地区農政課にお渡しください。 農業委員から推進委員に変わられる方、推進委員から農業委員に変わられる方につきましても、バッジが違うものになりますので、一度バッジを返却していただきますようお願いします。本日お持ちの方は、この後事務局にお渡しいただき、お持ちでない方は、9 月 24 日に事務局までご返却をお願いします。 なお、引き続き農業委員または推進委員になられる方は、返却の必要はございません。 2 点目につきまして、新しい任期の農業委員会の今後の日程についてご連絡させていただきます。 該当する方には、総会資料に開催通知を同封させていただきましたが、来週 9 月 24 日木曜日に新任期の委員の辞令・委嘱状交付式及び第 10 回総会が開催されます。場所はこちらの会議室ではなく、地図を同封しているかと思いますが、名古屋市公館で、名古屋国税局の向かいの建物でございます。 集合時間につきましては、農業委員になられる方は午後 1 時

	50 分までに、推進委員になられる方は午後 2 時 15 分までに名古屋市公館にお越しください。名古屋市公館に来られましたら、1 階で受付した後、それぞれご案内させていただきます。当日は集合写真の撮影もございますので、よろしくお願いします。 続いて、9 月 30 日水曜日、午後 2 時からこちらの会場にて、農業委員・推進委員向けの研修を予定しております。新任委員だけでなく、継続される委員の方もぜひご参加いただければと思います。欠席される場合は地区農政課までご連絡をお願いいたします。 また、10 月 28 日水曜日、午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分で現地調査を予定しております。詳細は 9 月 24 日にご説明します。 事務連絡は以上でございます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 9 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 3 時 13 分）